

天神川氾濫災害に係る
補償についての提言

天神川氾濫災害補償委員会

天神川氾濫災害に係る補償についての提言

本委員会は、令和5年5月8日に発生した天神川氾濫災害（以下「本件災害」という。）に係る補償について、同年8月10日及び同年同月23日に審議を行い、結論を得たので、本日、兵庫県に対し、下記の提言を行います。

令和5年8月23日

天神川氾濫災害補償委員会

委員長 角 松 生 史

記

- 1 天神川の河川改修工事の実施に伴い、安全確保に対する十分な配慮を欠いたことにより、本件工事施工箇所が本来備えるべき安全性を低下させ、本件災害を引き起こしたと考えられることから、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、河川管理者である兵庫県は、被災者に対し、その損害額を賠償すべきであると考えます。

2 損害額の把握の方法については、以下のとおり算定すべきものと考えます。

(1) 建物、動産、自動車等の損害は、原状に修復するのに必要な費用を基本として算定し、修復できないものは同等品の現在価値を基本として算定する。

(2) 商品等の損害は、製造原価等を基本として算定する。

(3) 身体等の損害は、治療費及び入・通院に要した費用を基本として算定する。

(4) 営業休止による損害は、その間に得たであろう収益を基本として算定する。

(5) その他の損害は、浸水被害の状況に応じて、適切な費用を算定する。

(前記 1 についての補足説明)

1 本件災害の原因を調査した天神川氾濫災害調査委員会の報告によると、本件災害当時、本件工事施工箇所は、老朽化した河床張コンクリート及び護岸の改修を行うため、河道内に仮締切工を設置し、仮締切内の河床張コンクリートを剥離していたところ、降雨により水位が上昇した仮設水路から仮締切内へと越流し、河床張コンクリートの剥離箇所から河川水が浸透した結果、パイピング現象を引き起こし、破堤に至ったと推定されている。

2 本件工事において仮設水路は、国の定めた基準に適合した設計であったものの、それに沿った施工が行われていなかったことにより、本件工事施工箇所の流下能力を低下させた。

また、河床張コンクリートの剥離箇所については、十分な浸透対策ができておらず、設計及び施工において過去の被災事例等から得られた知見を踏まえた安全確保に対する配慮が不足していた。

3 天神川は、極端な天井川形状を呈していることに加え、晴天時は流水のない枯れ川であるが、雨天時には急激に水位が上昇する特性を有する河川である。また、透水性の高い土質を有しているため、堤防からの越水を経ることなく破堤に至るという通常には見られない現象により氾濫しており、一般的な河川工事とは異なる特殊

性・困難性を有している。一定水準の経験や専門的識見を要する工事であったことは斟酌すべき点である。

4 しかしながら、これらの事情を鑑みても、本件工事がその施工箇所において本来備えているはずの安全性を低下させていた。そして、本件災害の発生を予見することが可能であったにもかかわらず、災害の発生を回避するための十分な検討・対策が尽くされないまま本件工事を施工したことについて、河川管理者としての管理責任を果たせていなかったといえる。

5 以上のとおり、本件工事施工箇所は通常有すべき安全性を欠いており、河川管理に瑕疵があったものと認められるから、国家賠償法第2条第1項に基づき、河川管理者である兵庫県は被災者に対してその損害額の賠償をすべきであると考えらる。

天神川氾濫災害補償委員会の構成

委員長 角松生史 神戸大学大学院法学研究科教授

委員長代理 窪田充見 神戸大学大学院法学研究科教授

委員 浅田修宏 弁護士

委員 後藤洋平 1級損害保険登録鑑定人